

第 39 号議案

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

(芦屋市市税条例の一部改正)

第1条 芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(所得控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日まで</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日まで</p>

改正後	改正前
<p>に、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第32条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由</p>	<p>に、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第32条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由</p>

改正後	改正前
<p>して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 (略)</p>	<p>して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは<u>単身児童扶養者である者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 (略)</p>

改正後	改正前																				
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>（市民税の減免）</p> <p>第48条 市長は、合計所得金額が350万円（第8号の減免事由に該当する場合は800万円）以下の者で、次の表の左欄に掲げる事由の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、当該事由に応ずる同表の右欄に掲げる額の範囲内で、市民税を軽減又は免除（以下この条において「減免」という。）することができる。同一人に2以上の減免事由があるときは、減免の額が多い規定を適用する。ただし、第9号に該当する者で、市長が認める者については、これらの規定を併せて適用することができる。</p> <table border="1" data-bbox="197 900 1108 1350"> <thead> <tr> <th>減免事由</th> <th>減免の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 障害者・未成年者・寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が規則で定める金額以下の者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 賦課期日の翌日以後に障害者・寡婦又はひとり親になった者で納税が著しく困難であると認められる者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4)～(9) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p>	減免事由	減免の額	(1) (略)	(略)	(2) 障害者・未成年者・寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が規則で定める金額以下の者	(略)	(3) 賦課期日の翌日以後に障害者・寡婦又はひとり親になった者で納税が著しく困難であると認められる者	(略)	(4)～(9) (略)	(略)	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>（市民税の減免）</p> <p>第48条 市長は、合計所得金額が350万円（第8号の減免事由に該当する場合は800万円）以下の者で、次の表の左欄に掲げる事由の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、当該事由に応ずる同表の右欄に掲げる額の範囲内で、市民税を軽減又は免除（以下この条において「減免」という。）することができる。同一人に2以上の減免事由があるときは、減免の額が多い規定を適用する。ただし、第9号に該当する者で、市長が認める者については、これらの規定を併せて適用することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1131 900 2042 1350"> <thead> <tr> <th>減免事由</th> <th>減免の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 障害者・未成年者・寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が規則で定める金額以下の者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 賦課期日の翌日以後に障害者・寡婦又は寡夫になった者で納税が著しく困難であると認められる者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4)～(9) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p>	減免事由	減免の額	(1) (略)	(略)	(2) 障害者・未成年者・寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が規則で定める金額以下の者	(略)	(3) 賦課期日の翌日以後に障害者・寡婦又は寡夫になった者で納税が著しく困難であると認められる者	(略)	(4)～(9) (略)	(略)
減免事由	減免の額																				
(1) (略)	(略)																				
(2) 障害者・未成年者・寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が規則で定める金額以下の者	(略)																				
(3) 賦課期日の翌日以後に障害者・寡婦又はひとり親になった者で納税が著しく困難であると認められる者	(略)																				
(4)～(9) (略)	(略)																				
減免事由	減免の額																				
(1) (略)	(略)																				
(2) 障害者・未成年者・寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が規則で定める金額以下の者	(略)																				
(3) 賦課期日の翌日以後に障害者・寡婦又は寡夫になった者で納税が著しく困難であると認められる者	(略)																				
(4)～(9) (略)	(略)																				

改正後	改正前
<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた付属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>5 <u>法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)</u>には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた付属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</p> <p>5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画</p>

改正後	改正前
<p>整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分のある日又は換地計画の認可の公告があつた</p>	<p>整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分のある日又は換地計画の認可の公告があつた</p>

改正後	改正前
<p>日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p> <p>7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p> <p>8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」</p>	<p>があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p> <p>6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」</p>



改正後	改正前
<p>という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項及び第83条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(<u>法第349条の3第27項</u>等の条例で定める割合)</p> <p>第69条の2 <u>法第349条の3第27項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(<u>現所有者の申告</u>)</p> <p><u>第83条の3</u> 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者を</p>	<p>という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項及び第83条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(<u>法第349条の3第28項</u>等の条例で定める割合)</p> <p>第69条の2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第30項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>

改正後	改正前
<p>いう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)</u></p> <p>(2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p>(3) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第84条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第83条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項(同項第3号については、第3号から第7号までを除く。)を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の用途、形状、車両番号又は標識番号及び使用目</p>	<p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第84条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第83条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項(同項第3号については、第3号から第7号までを除く。)を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の<u>主たる定置場の位置、原動機の形式、総排気量</u></p>

改正後	改正前
<p>的</p> <p>(3) 身体障害者等の住所，氏名</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は，紙巻たばこの本数によるものとし，次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については，同欄の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし，1本あたりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については，当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</u></p>	<p>又は定格出力，用途，形状，種別，車両番号又は標識番号及び使用目的</p> <p>(3) 身体障害者等の住所，氏名<u>及び年齢</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は，紙巻たばこの本数によるものとし，次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については，同欄の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 (略)</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（<u>同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。</u>）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は，売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第100条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し，その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第114条 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は，売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第100条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し，その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第114条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>第62条第7項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第114条第1項の土地の所有者又は取得者」と「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第142条 (略)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第10条の2 当分の間、第10条、第46条第5項、第47条第2項、第61条第2項、第106条第5項、第109条第2項、第122条第2項（第124条の7において準用する場合を含む。）、第124条第2項（第124条の7において準用する場合を含む。）、第136条第3項及び第141条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>第62条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第114条第1項の土地の所有者又は取得者」と「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第142条 (略)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第10条の2 当分の間、第10条、第46条第5項、第47条第2項、第61条第2項、第106条第5項、第109条第2項、第122条第2項（第124条の7において準用する場合を含む。）、第124条第2項（第124条の7において準用する場合を含む。）、第136条第3項及び第141条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（<u>当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示</u></p>

改正後	改正前
<p>均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> <p>2 当分の間、第49条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</u></p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第11条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第49条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>加算した割合とする年</u>に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到</p>	<p>された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> <p>2 当分の間、第49条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u></p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第11条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第49条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>特例基準割合とする年</u>に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到</p>

改正後	改正前
<p>来する場合における当該市民税に係る第49条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第49条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p>	<p>来する場合における当該市民税に係る第49条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第49条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p>
<p>2 (略) (読替規定)</p>	<p>2 (略) (読替規定)</p>
<p>第16条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p>	<p>第16条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p>
<p>2 法附則第15条第1項、第13項、第18項、<u>第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>2 法附則第15条第1項、第13項、第18項、<u>第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第16条の2 (略)</p>	<p>第16条の2 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>2</u> 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>3</u> 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>4</u> 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>5</u> 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>6</u> 法附則第15条第28項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>7</u> 法附則第15条第28項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>8</u> 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>9</u> 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>10</u> 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>11</u> 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>12</u> 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>13</u> 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について</p>	<p><u>2</u> 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>3</u> 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>4</u> 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>5</u> 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>6</u> 法附則第15条第30項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>7</u> 法附則第15条第31項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>8</u> 法附則第15条第31項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>9</u> 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>10</u> 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>11</u> 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>12</u> 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>13</u> 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>14</u> 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>15</u> 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について</p>

改正後	改正前
<p>同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>1 4 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p><u>1 5 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>1 6 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>1 7 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>1 8 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>1 9 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 0 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 1 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は零とする。</p> <p>2 2 (略)</p> <p><u>2 3 法附則第62条に規定する条例で定める割合は零とする。</u></p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受け</p>	<p>同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>1 6 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>1 7 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>1 8 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>1 9 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 0 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 1 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零とする。</p> <p>2 2 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受</p>



改正後	改正前
<p>る宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合</p>	<p>ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たな</p>

改正後	改正前
<p>には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第19条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の</p>	<p>い場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第19条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の</p>

改正後	改正前
<p>固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
(略)	(略)
<p>第21条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき</p>	<p>第21条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき</p>

改正後	改正前
<p>価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第25条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額</p>	<p>き価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第25条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た</p>

改正後	改正前
<p>(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>	<p>額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)<u>又は</u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)<u>又は</u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)<u>又は</u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>

改正後	改正前
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第26条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>（略）</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第26条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>（略）</p>
<p>第28条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第20</p>	<p>第28条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第2</p>

改正後	改正前
<p>条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第29条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第17条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2 <u>又は</u>附則第15条から第</p>	<p>0条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第29条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第17条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2 <u>又は</u>法附則第15条から</p>

改正後	改正前
<p>1 5条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第120条第1号及び第124条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第29条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第29条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第91条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第35条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置</p>	<p>第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第120条第1号及び第124条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第29条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第29条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第91条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第35条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置</p>



改正後	改正前
<p>法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第36条 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>	<p>法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第36条 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</u></p> <p><u>第44条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の規定を適用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第45条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p>	

第2条 芦屋市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第50条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第50条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>

改正後	改正前
(1) (略) (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 (略) （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第16条の2 (略) 2～22 (略) 23 法附則第64条に規定する条例で定める割合は零とする。	(1) (略) (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 (略) （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第16条の2 (略) 2～22 (略) 23 法附則第62条に規定する条例で定める割合は零とする。

第3条 芦屋市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（たばこ税の課税標準） 第102条 (略) 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本あたりの重量が <u>1グラム未満</u> の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの <u>1</u>	（たばこ税の課税標準） 第102条 (略) 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本あたりの重量が <u>0.7グラム未満</u> の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこ

改正後	改正前
本に換算するものとする。	の <u>0.7本</u> に換算するものとする。
(略)	(略)
3～10 (略)	3～10 (略)

第4条 芦屋市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第35条、第40条、第41条若しくは第44条（第56条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条の4第1項（第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第46条第1項（<u>法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第55条、第77条、第92条の6第1項、第94条第2項若しくは第3項、第106条第1項若しくは第2項、第110条第2項、第122条第1項、第133条第1項、第134条第1項、第145条又は第152条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第35条、第40条、第41条若しくは第44条（第56条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条の4第1項（第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第46条第1項（<u>法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第55条、第77条、第92条の6第1項、第94条第2項若しくは第3項、第106条第1項若しくは第2項、第110条第2項、第122条第1項、第133条第1項、第134条第1項、第145条又は第152条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の</p>

改正後	改正前
<p>げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第11条 前条、第46条第5項、第47条第2項、第49条第1項、第61条第2項、第106条第5項、第109条第2項、第122条第2項、第124条第2項、第136条第3項並びに第141条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<small>じゆん</small>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p>	<p>各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第11条 前条、第46条第5項、第47条第2項、第49条第1項及び第4項、第61条第2項、第106条第5項、第109条第2項、第122条第2項、第124条第2項、第136条第3項並びに第141条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<small>じゆん</small>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p>

改正後		改正前									
<p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第18条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第46条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （均等割の税率）</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>		<p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第46条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （均等割の税率）</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役	(略)
法人の区分	税率										
(1) 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役	(略)										
法人の区分	税率										
(1) 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役	(略)										

改正後		改正前	
員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの		員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	
(2)～(9) (略)	(略)	(2)～(9) (略)	(略)
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 (略) (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>の規定による申告書(第9項、<u>第10項及び第12項</u>において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第31項及び第35項</u>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第2項後段</u>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び<u>第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2</p>	<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中</u>において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 (略) (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の規定による申告書(第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項及び第23項</u>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第3項</u>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び<u>第11項又は第68条の91第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、法第321条</p>		



改正後	改正前
<p>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>	<p>3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>
<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>	<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>
<p>5 <u>法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u></p>	<p>5 <u>法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u></p>
<p>6 前項の場合において、法人が<u>法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌</u></p>	<p>6 前項の場合において、法人が<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期</u></p>

改正後	改正前
<p>日から1年を経過する日後に<u>同条第3 4 項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第3 2 1 条の1 1 第1 項又は第3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（<u>法第3 2 1 条の8 第3 5 項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5 項の場合において、<u>法第3 2 1 条の8 第3 4 項</u>に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1 項、第2 項又は<u>第3 1 項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第3 2 1 条の1 1 第1 項又は第3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第4 8 条の1 6 の2 第3 項に規定する市民税にあつては、第1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である</p>	<p>限)の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第2 2 項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第3 2 1 条の1 1 第1 項又は第3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（<u>法第3 2 1 条の8 第2 3 項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5 項の場合において、<u>法第3 2 1 条の8 第2 2 項</u>に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1 項、第2 項、<u>第4 項</u>又は<u>第1 9 項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第3 2 1 条の1 1 第1 項又は第3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第4 8 条の1 6 の2 第3 項に規定する市民税にあつては、第1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である</p>

改正後	改正前
<p>場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（<u>法第321条の8第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</p> <p>8 （略）</p> <p>9 <u>法第321条の8第52項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされて</p>	<p>場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（<u>法第321条の8第23項</u>の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</p> <p>8 （略）</p> <p>9 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受け</u> <u>る場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第3項及び第49条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第47条第3項及び第49条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第49条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第49条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第49条第4項において同じ。））に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</u></p> <p>10 <u>法第321条の8第42項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされ</p>

改正後	改正前
<p>いる法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第5 2項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第1 1項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第7 6 2条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（<u>第1 1項</u>において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p><u>1 0</u> （略）</p> <p><u>1 1</u> <u>第9項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第7 6 2条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p><u>1 2</u> <u>第9項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第7 5条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第9項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p><u>1 3</u> （略）</p> <p><u>1 4</u> <u>第1 2項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第9項</u>の申</p>	<p>ている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第4 2項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第1 2項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第7 6 2条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（<u>第1 2項</u>において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p><u>1 1</u> （略）</p> <p><u>1 2</u> <u>第1 0項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第7 6 2条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p><u>1 3</u> <u>第1 0項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第7 5条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第1 0項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p><u>1 4</u> （略）</p> <p><u>1 5</u> <u>第1 3項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第1 0項</u>の</p>

改正後	改正前
<p>告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない</p>	<p>申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納</p>

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する</p>	<p>付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（<u>同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分</p>

改正後	改正前
<p>税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 当分の間、第49条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 当分の間、第49条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>

附 則

(施行期日)



第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中芦屋市市税条例第102条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中芦屋市市税条例第21条、第29条第1項ただし書及び第48条第1項の改正規定並びに同条例附則第10条の2、第11条第1項、第35条、第36条第3項、第44条及び第45条の改正規定並びに第2条の規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第3条及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第4条の規定及び附則第4条の規定 令和4年4月1日  
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第14条第1項、第21条、第29条第1項及び第48条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第30条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第30条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる

規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第62条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第62条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第83条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き，新条例の規定中都市計画税に関する部分は，令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和元年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第16条第2項の規定の適用については，同項中「，第47項若しくは第48項」とあるのは，「若しくは第47項」とする。

## 参 照

### 芦屋市市税条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。なお、今般の改正においては、令和2年度税制改正に伴うもののほか、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う関係条文の整備も併せて行うこととする。

#### 2 改正の内容

##### (1) 令和2年度税制改正に伴う芦屋市市税条例の一部改正

(第1条から第4条まで関係)

##### ア 個人市民税

- (ア) 令和3年度以後の各年度分の個人市民税の非課税措置について、寡夫及び単身児童扶養者を対象から除き、ひとり親(※)(当該ひとり親の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)を対象に加える。

【令和3年1月1日施行】(第14条)

※ ひとり親とは、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- a その者と生計を一にする一定の子を有すること。
- b 前年の合計所得金額が500万円以下であること。
- c その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。

- (イ) 令和3年度以後の各年度分の個人市民税所得割の所得控除の対象となる納税義務者について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加える。

【令和3年1月1日施行】(第21条)

- (ウ) 令和3年度以後の各年度分の個人市民税の減免事由に該当すると認める者について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加える。

【令和3年1月1日施行】(第48条)

#### イ 固定資産税

- (ア) 市が調査を尽くしてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができるものとする等との措置を講ずる。【公布の日施行】(第62条)

- (イ) 市長は、市内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者(以下「現所有者」という。)に、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項に関する申告義務を課するほか、不申告に対する罰則規定を設ける。【公布の日施行】(第83条の3及び第84条)

#### ウ 市たばこ税

葉巻たばこの課税方式について、以下のとおり二段階で見直す。

- (ア) 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する。

【令和2年10月1日施行】(第102条)

- (イ) 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。【令和3年10月1日施行】(第102条)

#### エ 延滞金及び還付加算金

法人市民税の納期限の延長又は徴収猶予等の適用を受けた場合の延滞金及び還付加算金の割合について、市中金利の実勢を踏まえ、引下げを行う。

【令和3年1月1日施行】(附則第10条の2及び第11条)

オ その他所要の規定の整備

【公布の日, 令和3年1月1日及び令和4年4月1日施行】

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う芦屋市市税条例の一部改正（第1条及び第2条関係）

ア 個人市民税

(ア) 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症の影響により中止又は延期等がなされた文化芸術・スポーツに係る一定の行事等のうち市長が指定するものに係る入場料金等の払戻請求権を放棄した場合、当該放棄した金額（上限20万円）に相当する寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除の対象とする。【令和3年1月1日施行】（附則第44条）

(イ) 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症の影響により新築した住宅等に令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、一定の期日までに新築住宅の取得等の契約を行い、令和3年12月31日までに当該住宅に入居したときは、住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税から控除しきれなかった額を個人市民税の税額から控除する措置を令和16年度分まで適用する。【令和3年1月1日施行】（附則第45条）

イ 固定資産税及び都市計画税

(ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある（※）中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に対して課する令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準について、2分の1又は零とする特例措置を講じる。

【改正地方税法の公布の日（令和2年4月30日）施行】（条例改正不要）

※ 令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて左欄の区分に応じて、右欄の特例率を適用。

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	零

(イ) 生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。なお、特例の適用期限についても、今後、生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度まで2年間延長される予定。【公布の日施行】（附則第16条の2）

#### ウ 軽自動車税

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車（三輪以上の自家用乗用車に限る。）に係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長する。【公布の日施行】（附則第29条の2）

#### エ その他所要の規定の整備【公布の日及び令和3年1月1日施行】

### 3 施行期日等

(1) 2(1)イの規定，2(1)オの一部の規定，2(2)イ(イ)の規定，2(2)ウの規定及び2(2)エの一部の規定 公布の日

(2) 2(1)ウ(ア)の規定 令和2年10月1日

(3) 2(1)アの規定，2(1)エの規定，2(1)オの一部の規定，2(2)アの規定及び2(2)エの一部の規定 令和3年1月1日

(4) 2(1)ウ(イ)の規定 令和3年10月1日

(5) 市民税に関する経過措置

2(1)アの規定による改正後の個人市民税に関する規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(6) 固定資産税に関する経過措置

ア 2(1)イ(ア)の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 2(1)イ(イ)の規定は、公布の日以後に現所有者であることを知った者について適用する。

(7) 市たばこ税に関する経過措置

ア 令和2年9月30日以前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

イ 令和3年9月30日以前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(8) 延滞金に関する経過措置

2 (1)エの改正後の延滞金の割合等の特例に係る規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(9) 都市計画税に関する経過措置

改正後の都市計画税に関する規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



## 未婚のひとり親に対する税制措置・寡婦（寡夫）控除の見直し

要綱2(1)ア(4) 関係

✓ 全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、個人住民税の所得控除について以下の改正を行う。

- ① 未婚のひとり親について「ひとり親控除」を適用する（控除額30万円）。
- ② 上記①以外の寡婦に所得制限（前年の合計所得金額500万円（年収678万円））を設ける。

※ ただし、事実婚の状態にある者（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者）は対象外とする。

～令和2年度課税					現行		改正後					令和3年度課税～			
本人が男性			本人が女性		本人が男性			本人が女性							
×	×	×	×	×	26万円	26万円	×	×	×	×	×	×	×	×	×
扶養親族なし	子以外を扶養	子あり	子あり	子あり	子あり	子以外を扶養	扶養親族なし	扶養親族なし	子以外を扶養	子あり	子あり	子あり	子あり	子以外を扶養	扶養親族なし
×	×	26万円	×	×	30万円	26万円	26万円	×	×	30万円	30万円	30万円	30万円	26万円	26万円
			寡夫控除		寡婦控除			ひとり親控除(①)			寡婦控除				
婚姻歴あり (死別・離別)			婚姻歴なし		婚姻歴あり (死別・離別)			婚姻歴あり (死別・離別)			婚姻歴なし		婚姻歴あり (死別・離別)		

所得500万円超 ↑  
所得500万円以下 ↓

所得500万円超 ↑  
所得500万円以下 ↓

※ 表中の金額は、個人住民税に係る所得控除の額であり、「×」は控除対象外の者を表している。

## 固定資産の「使用者」を「所有者」とみなす制度の拡大

要綱2(1)イ(ア) 関係

### 現行

- 固定資産の「使用者」がいるにもかかわらず、「所有者」が正常に登録されていない等によって、市が調査を尽くしても所有者が一人も特定できないケースが存在。また、使用者からも調査に協力が得られないなど、所有者特定に支障。
- 現行制度では、震災等の事由によって所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できる規定があるが、適用は災害の場合に限定。
- こうしたケースについては、現行制度上は誰にも課税できず、課税の公平性の観点から問題。

(参考) 現行法における「使用者」を「所有者」とみなして課税できる規定

地方税法（抄）

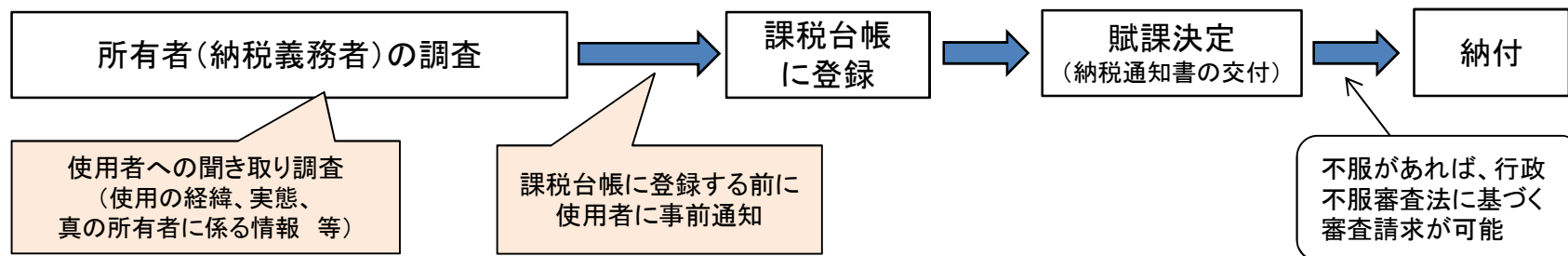
第343条

4 市町村は、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

### 改正後

- 市が調査(※)を尽くしてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとする。
- 使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨を事前に使用者に通知するものとする。

(※) 「調査」とは、住民基本台帳、戸籍簿等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他の関係者への質問等。



(注) 令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

# 固定資産の「現所有者」の申告の制度化

要綱2(1)イ(イ) 関係

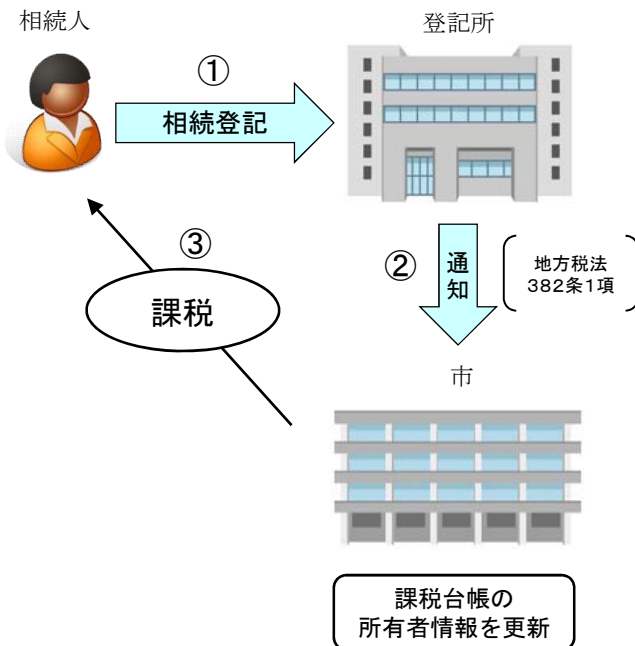
## 現行

- 課税庁(市町村)は、土地又は家屋の「現所有者」(通常は相続人)の把握のため、法定相続人全員の戸籍の請求など、調査事務に多大な時間と労力をかけている。
- 納税義務者特定の迅速化・適正化のため、独自に死亡届の提出者等に対し、「現所有者」の申告を求めている自治体も多い。 → 実効性を高めるため、申告の制度化の要望

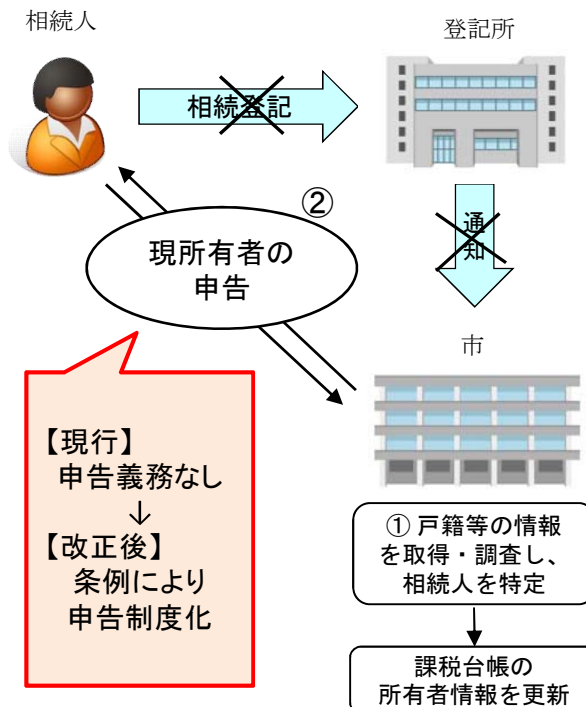
## 改正後

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、「現所有者(相続人等)」に対し、条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

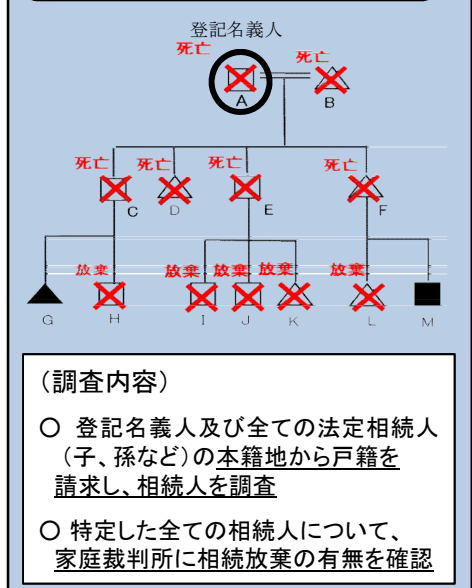
### (相続登記がされている場合)



### (相続登記がされていない場合)



### 相続人の調査(イメージ)



(注1) 固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。  
 (注2) 条例の施行日以後に現所有者であることを知った者について適用する。

## 延滞金・還付加算金の割合の引下げ

要綱2(1)エ 関係

✓ 国税における見直しと同様、地方税の延滞金及び還付加算金について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げを行う。 ※令和3年1月1日施行

※ 延滞金については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能、回収リスクの観点から、その水準を維持する。  
ただし、徴収の猶予等の場合や納期限の延長の場合については、国税における延滞税・利子税と同様に割合の引下げを行う。

	内 容	現 行	(参考) R2年分	改正後 (R3年分～)
還付加算金	市から納税者への還付金に付される利息	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	年1.6%	還付加算金特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)
延滞金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課されるもの	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +7.3% (早期納付を促す)	年8.9%	延滞金特例基準割合 ※ 名称変更のみ
	1ヶ月以内等	早期納付を促す観点から低い利率で設定	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +1% (早期納付を促す)	延滞金特例基準割合 ※ 名称変更のみ
徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、利率を軽減	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	年1.6%	猶予特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)
納期限の延長	法人市民税(及び法人事業税)について納期限の延長があった場合に課されるもの	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	年1.6%	平均貸付割合+0.5% ※ 法令上の名称なし

※ 「平均貸付割合」は、各年の前々年9月から前年8月まで(現行:前々年10月から前年9月まで)の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年11月30日まで(現行:前年12月15日まで)に財務大臣が告示する割合。

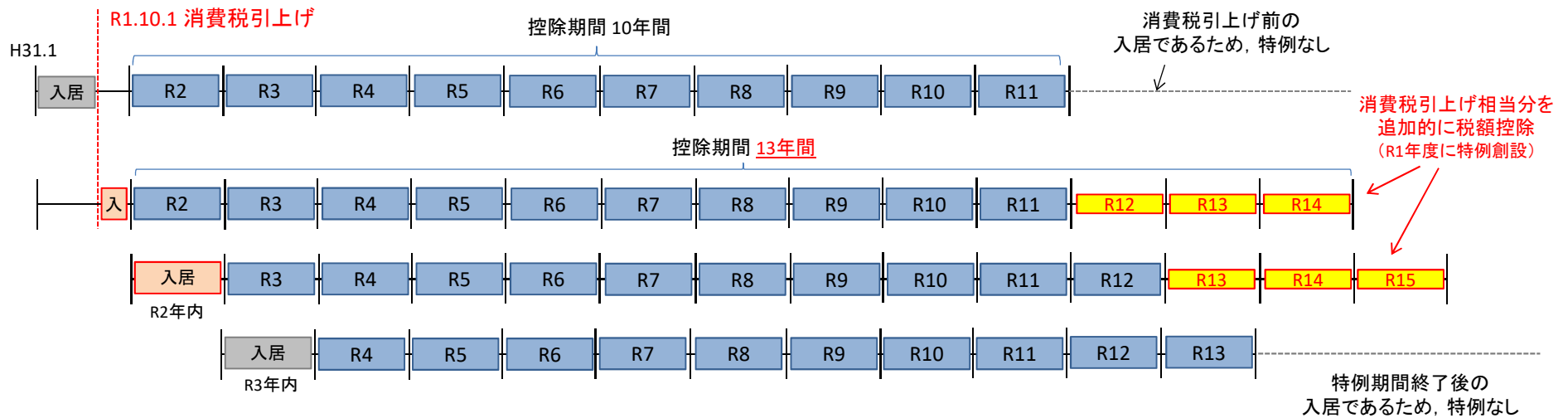
# 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人市民税の対応

要綱2(2)ア(イ) 関係

✓ 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置を講じる。

→ 住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長される住宅ローン控除の特例を適用できることとする。 ※この措置による減収額は、全額国費で補填。

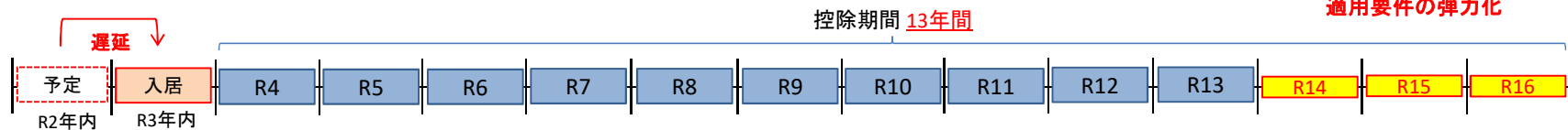
## 現行



## 改正後

○ 以下の要件を満たす場合は、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除の特例を適用。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。
- ② 一定の期日(新築:R2.9末, 其他:R2.11末)までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること。
- ③ 令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること。



## 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

要綱2(2)イ(ア) 関係

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。
- この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

### 改正後

- 以下の要件を満たす中小事業者等<sup>(※1)</sup>（原則として業種限定せず）を対象とし、以下に掲げる割合に軽減する。

(※1) 「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

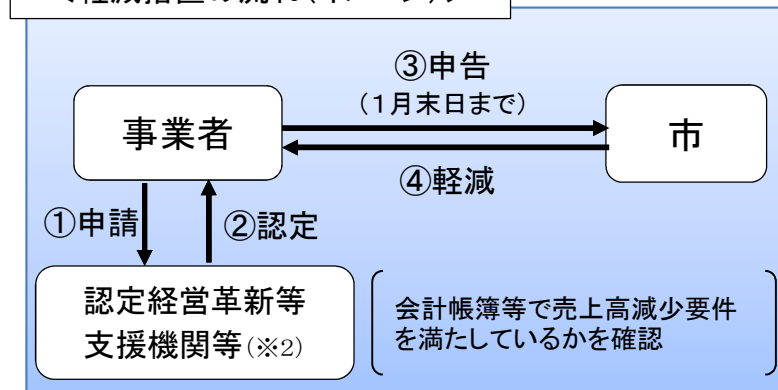
令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等<sup>(※2)</sup>の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。  
虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。

※ なお、この軽減措置は、地方税法が直接適用されるため、市税条例の改正を伴うものではない。

### ＜軽減措置の流れ(イメージ)＞



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など）

## 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

要綱2(2)イ(1) 関係

- 生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置(H30年度創設)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充する。 ※ 今後、適用期限も2年間延長される予定
- この拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。

### 現行

- 以下の設備投資が対象。
  - ・ 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備
- ※ 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上する一定のもの。
- ※ 中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。
- 生産性革命・集中投資期間(H30年度～R2年度)に限定。

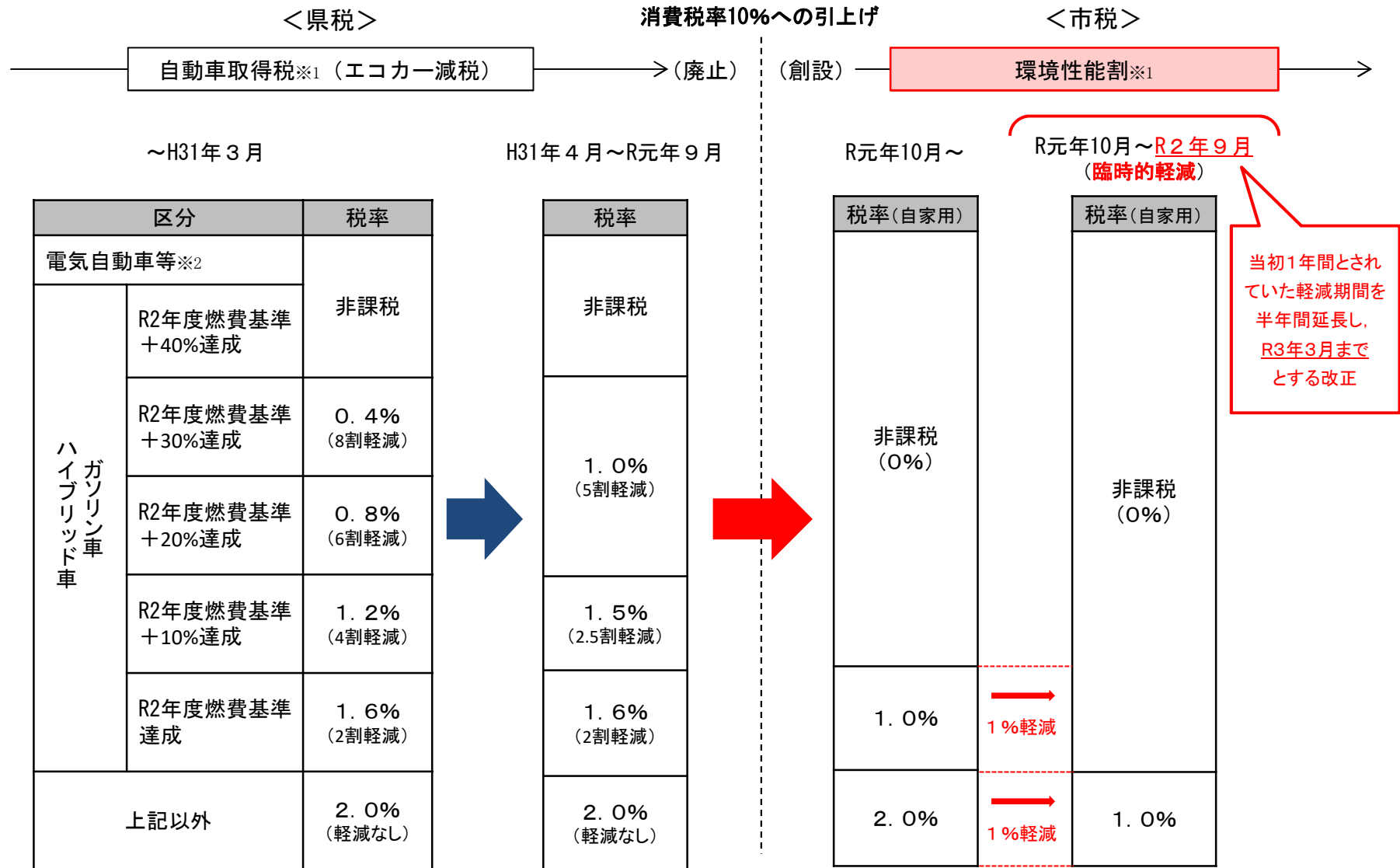
### 改正後

- 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。
  - ・ 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。
  - ・ 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。
- ※ 事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。
- 生産性向上特別措置法の改正を前提として、R4年度までの2年間に限り延長。
- ※ 同法は現時点で未改正であるため、今回の市税条例の改正では、現行のとおりR2年度までの特例措置となっている。

※ 特例率は現行制度と同様に、3年間、ゼロとする。

# 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

要綱2(2)ウ 関係



※1 自動車取得税及び環境性能割はいずれも軽自動車の取得価額を課税標準として、取得時にのみ課される。

※2 「電気自動車等」とは、電気自動車及び天然ガス自動車をいう。

※ 減収額は全額国費で補填